

山梨県公報

号外第四十二号

令和六年

十二月二十五日

水 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十三の一の表八級の部一種の項中「117,100円」を「117,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を

次のように改正する。
附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分		2 項職員
期間の区分		
		円
1 年未満		36, 100
1 年以上	2 年未満	36, 100
2 年以上	3 年未満	36, 100
3 年以上	4 年未満	36, 100
4 年以上	5 年未満	36, 100
5 年以上	6 年未満	36, 100
6 年以上	7 年未満	34, 900
7 年以上	8 年未満	33, 600
8 年以上	9 年未満	32, 300
9 年以上	1 0 年未満	31, 100
1 0 年以上	1 1 年未満	29, 800
1 1 年以上	1 2 年未満	28, 600
1 2 年以上	1 3 年未満	27, 300
1 3 年以上	1 4 年未満	26, 000
1 4 年以上	1 5 年未満	25, 100
1 5 年以上	1 6 年未満	24, 100
1 6 年以上	1 7 年未満	23, 100
1 7 年以上	1 8 年未満	22, 100
1 8 年以上	1 9 年未満	21, 100
1 9 年以上	2 0 年未満	20, 200
2 0 年以上	2 1 年未満	19, 200
2 1 年以上	2 2 年未満	18, 800
2 2 年以上	2 3 年未満	18, 300
2 3 年以上	2 4 年未満	17, 600
2 4 年以上	2 5 年未満	17, 200
2 5 年以上	2 6 年未満	16, 800
2 6 年以上	2 7 年未満	16, 400

27年以上	28年未満	16,000
28年以上	29年未満	15,400
29年以上	30年未満	15,200
30年以上	31年未満	14,900
31年以上	32年未満	14,500
32年以上	33年未満	13,900
33年以上	34年未満	13,200
34年以上	35年未満	12,700

別表中備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員		2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種		
	円	円	円	円
1年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
1年以上 2年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
2年以上 3年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
3年以上 4年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
4年以上 5年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
5年以上 6年未満	370,400	310,000	51,600	30,000
6年以上 7年未満	370,400	310,000	49,800	27,000
7年以上 8年未満	370,400	310,000	48,000	24,000
8年以上 9年未満	370,400	310,000	46,200	21,000
9年以上 10年未満	370,400	310,000	44,400	18,000
10年以上 11年未満	370,400	310,000	42,600	15,000
11年以上 12年未満	370,400	310,000	40,800	12,000
12年以上 13年未満	370,400	310,000	39,000	9,000
13年以上 14年未満	370,400	310,000	37,200	6,000
14年以上 15年未満	370,400	310,000	35,800	3,000
15年以上 16年未満	370,400	310,000	34,400	
16年以上 17年未満	366,400	306,700	33,000	
17年以上 18年未満	362,400	303,400	31,600	
18年以上 19年未満	358,400	300,100	30,200	
19年以上 20年未満	354,400	296,800	28,800	
20年以上 21年未満	350,400	293,500	27,400	
21年以上 22年未満	336,400	281,500	26,800	
22年以上 23年未満	320,400	268,000	26,200	
23年以上 24年未満	303,900	254,500	25,200	
24年以上 25年未満	287,400	241,000	24,600	
25年以上 26年未満	270,900	227,500	24,000	
26年以上 27年未満	251,400	210,500	23,400	

27年以上 28年未満	231, 900	193, 500	22, 800
28年以上 29年未満	212, 400	176, 500	22, 000
29年以上 30年未満	192, 900	159, 500	21, 700
30年以上 31年未満	172, 400	142, 000	21, 300
31年以上 32年未満	151, 900	124, 500	20, 700
32年以上 33年未満	131, 400	107, 000	19, 800
33年以上 34年未満	109, 900	87, 000	18, 900
34年以上 35年未満	88, 400	67, 000	18, 200

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百二十二・五以上百分の二百五」を「百分の百二十七・五以上百分の二百十五」に、「百分の百四十六・五以上百分の二百四十五」を「百分の百五十一・五以上百分の二百五十五」に改め、同項第二号中「百分の百十一以上百分の百二十二・五」を「百分の百十六以上百分の百二十七・五」に、「百分の百三十二以上百分の百四十六・五」を「百分の百三十七以上百分の百五十一・五」に改め、同項第三号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百十九・五」を「百分の百二十四・五」に改め、同項第四号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の九十一」を「百分の九十六」に改める。

第十三条の三第一号中「百分の五十・七五」を「百分の五十三・二五」に、「百分の六十・七五」を「百分の六十三・二五」に改め、同条第二号中「百分の四十七・二五」を「百分の四十九・七五」に、「百分の五十七・二五」を「百分の五十九・七五」に改め、同条第三号中「百分の四十五・二五」を「百分の四十七・七五」に、「百分の五十五・二五」を「百分の五十七・七五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番